

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その使用用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和6年度四国中央市一般会計決算における社会保障施策関係経費への充当状況については、次のとおりです。

### 1. 地方消費税交付金決算額

総額 千円	従来分 千円	社会保障財源分 千円
2,309,849	1,085,415	1,224,434

### 2. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費

充当先		令和6年度決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	左記のうち地方消費税交付金（社会保障財源化分）	
社会福祉費	社会福祉総務費	千円 1,287,748	千円 452,235	千円 7,656	千円 827,857	千円 250,000
老人福祉費	介護保険費	1,794,063	82,121	0	1,711,942	150,000
	後期高齢者医療費	1,560,814	258,090	2,884	1,299,840	150,000
児童福祉費	児童福祉総務費	2,786,561	1,335,651	458,505	992,405	274,434
	保育所費	996,212	4,704	78,979	912,529	100,000
	こども医療費	408,622	48,886	46,938	312,798	100,000
生活保護費	扶助費	1,008,358	788,979	6,623	212,756	100,000
保健衛生費	予防費	286,477	1,544	28,502	256,431	100,000
合計		10,128,855	2,972,210	630,087	6,526,558	1,224,434